

平成26年(ワ)第2146号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 唯野 久子 ほか

被告 GEジャパン株式会社 ほか

平成26年(ワ)第5824号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 長野 寛 ほか

被告 GEジャパン株式会社 ほか

### 答 弁 書

平成27年7月10日

東京地方裁判所民事第24部合議D係 御中

〒100-8222

東京都千代田区丸の内2丁目6番1号丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所 (送達場所)

電話 03 (6266) 8994 (吉田直通)

FAX 03 (6266) 8894 (吉田直通)

被告 株式会社日立製作所 訴訟代理人

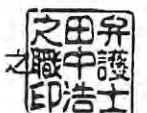
弁護士

吉田 瑞



同

田中 浩



同

金丸 和



## 第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告株式会社日立製作所に対する訴えのうち、債権者代位権に基づく請求に係る訴えを却下する
- 2 原告らの被告株式会社日立製作所に対するその余の請求をいずれも棄却する
- 3 原告らと被告株式会社日立製作所との間に生じた訴訟費用は、原告らの負担とする

との判決を求める。

## 第2 被告株式会社日立製作所の主張の要旨

原告らの主張は、いずれも具体的事実の審理に立ち入るまでもなく、排斥されるべきことは明らかである。

1 原告らは、被告株式会社日立製作所（以下「被告日立製作所」という。）ほか2社（以下「被告ら」という。）に対し、①原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日法律第147号。但し、本件事故当時（平成23年3月11日時点）のもの（平成21年4月17日法律第19号による改正後のもの）。以下「原賠法」という。）4条1項及び3項（以下「本件免責条項」という。）が違憲であるとの立論のもと、製造物責任法3条並びに民法709条及び719条に基づき、原告らが原子力損害により被ったと主張する精神的損害の賠償を請求する（以下「原告らの主張①」という。）。

さらに、原告らは、被告らに対し、②民法423条1項（債権者代位権）に定める「自己の債権を保全するため」に該当するとの立論のもと、原子力事業者たる訴外東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の求償権（原賠法5条1項）に代位する旨主張する（以下「原告らの主張②」という。）。

2 しかし、本件免責条項は、原告らが主張するような権利を何ら侵害していないのであるから、そもそも憲法上の権利の制約の問題にすらならず、本件免責条項の

違憲性が問われる余地はない。したがって、原告らの主張①は理由がない。

また、そもそも原告らが東京電力に対し原子力損害の賠償請求権を有するか不明であるが、いずれにせよ民法423条1項に基づく債権者代位権の行使のためには「自己の債権を保全する」必要があるところ、原告らは自己の債権を確実に保全することができるのであって、自己の債権を保全する必要がないことは明らかであるから、その余の点を検討するまでもなく、原告らの主張②は理由がない。

3 以下、原告らに何らの権利侵害がなく、本件免責条項の違憲性が問われる余地はなく、原告らの主張①が棄却されるべきことを述べる（第3）。さらに、債権者代位権に基づく主張が訴訟要件を欠き原告らの主張②が却下されるべきことを述べる（第4）。

**第3 本件免責条項の違憲性が問われる余地はなく、仮に本件免責条項の違憲審査をしたとしても、本件免責条項は合憲である**

**1 本件免責条項は原告らの権利を侵害していないので違憲性が問われる余地はない**

**（1）原賠法は原子力損害に対する損害賠償について定める法律である**

本件免責条項を含む原賠法は、あくまでも「原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め」るものであって（原賠法1条）、その他の点について定める法律ではない。したがって、原賠法によって、原子力損害に対する完全な損害賠償がなされるのであれば、被害者に生じた原子力損害は完全に回復され、被害者の権利は原賠法により何ら侵害されていないことになる。この場合、そもそも権利侵害が存在しない以上、本件免責条項を含む原賠法の条項の違憲性が問われる余地はない。

しかるところ、本件免責条項を含む原賠法によって、原子力損害について完全な

損害賠償がなされることが法令上担保されているから、本件免責条項の違憲性が問われる余地はない。

以下、詳述する。

## (2) 本件免責条項を含む責任集中制度により、すべての原子力損害は完全に賠償されることが法令上担保されている

本件免責条項は、被害者に対する賠償責任を原子力事業者に集中し、原子力事業者以外の第三者の賠償責任を免責した規定であり、原子力事業者の無過失責任（原賠法3条1項本文）、損害賠償措置（原賠法6条、7条）及び政府の援助（原賠法16条）と一体となって、一つの損害賠償体系（以下「責任集中制度」という。）を形成している。そのため、本件免責条項の合憲性を判断するに際しては、これが責任集中制度の一環であることが当然の前提となる。

そこで、責任集中制度を見ると、まず、原子力損害については、原子力事業者が無過失責任を負う（原賠法3条1項本文）。すなわち、原子力事業者に損害発生の原因がある場合のみならず、原子力事業者以外に損害発生の原因があったとしても、全ての原子力損害は原子力事業者により賠償されることが定められている。

また、責任集中制度においては、原子力事業者は原子力損害を賠償するための措置（損害賠償措置）を講じることを義務付けられており（原賠法6条）、その内容として、①責任保険契約及び補償契約の締結、②供託、③①又は②に相当する措置のうちのいずれかを実施する必要がある（法7条）。

さらに、原子力事業者が負う損害賠償責任の額が上記の損害賠償措置によって担保される金額を超えた場合には、政府が原子力事業者に対し「損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする」ことが定められている（原賠法16条1項）。ここでいう「行なうものとする」とは、「必ず行なうのであって、『行なうことができる』のではない」とされており（竹内昭夫「原子力損害二法の概要」ジュリスト236号35頁（丁1））、損害を賠償するために必要な場合には、必ず政府の援助が

行われる。

そして、原賠法の制定過程において、以下のように述べられていることに照らしても、原賠法16条1項の政府の援助は、被害者の損害賠償に必要な場合には必ず、しかもその全額を原子力事業者が賠償できるように行なわれるのであって、原子力事業者による原子力損害に対する損害賠償が完全に履行されることが法令上担保されていることは明らかである。

・『「必要な援助を行うものとする。」と書いたのは、行うことができるというのではないのでありまして、国がやるのだということを明言しておるのです。・・・客観的に損害額が確定された場合に、業者が自分で支払える限度まできて、しかも、もうそれ以上払えない、原子力事業の健全なる発達という面からしましても、これ以上払えないという限度以上の損害額があつて、まだ第三者に払ってない、そういう場合には、その全部についてこのような必要な援助を行って支払わせる、そういう意思表示なのでございます。」(第34回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会第13号〔中曾根国務大臣発言〕(丁2))

・「政府の援助は、この法律の目的、すなわち、被害者の保護を図り、また、原子力事業の健全な発達に資するために必要な場合には必ず行なうものとする趣旨であります。従つて、一人の被害者も泣き寝入りさせることなく、また、原子力事業者の経営を脅かさせないというのが、この立法の趣旨でございます。」(第38回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会第9号〔池田(正)国務大臣発言〕(丁3))

本件免責条項は、このように、原子力損害については原子力事業者に無過失責任を負わせ、所定の損害賠償措置を義務付け、さらには国が原子力事業者に対して必要な援助をするという法令上の制度(責任集中制度)の一環であり、本件免責条項を含む法令上の制度により、原子力損害に対する完全な賠償が図られている。

現に、訴状記載の本件原発事故(以下「本件原発事故」という。)後に、政府の上記援助を具体化するものとして支援組織(機構)を設立し、この支援組織(機構)を通じて原子力事業者に対する「援助には上限を設けず、必要があれば何度でも援

助し、損害賠償、設備投資等のために必要とする金額のすべてを援助」することが閣議決定された（平成23年5月13日の関係閣僚会合決定（丁4））。その後、原子力損害賠償支援機構法（現在の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法）が制定され、平成23年9月12日に上記支援組織（機構）として原子力損害賠償支援機構（現在の原子力損害賠償・廃炉等支援機構。以下「機構」）という。）が設立された（丁5）。

そして、平成27年6月24日現在において、原子力事業者である東京電力は賠償原資として5兆0279億円に及ぶ資金援助を政府から受け（丁6）、同月26日現在において、個人、法人を含めて227万6000件を超える賠償請求に対して合計5兆0212億円を超える賠償金を支払うなど、被害者に対する完全な賠償を進めているのである（丁7）。

すなわち、本件免責条項を含む責任集中制度により、すべての原子力損害は、原子力事業者により完全に賠償されることが法令上担保されている。

### （3）本件免責条項は原告らの権利を侵害していない

このように、仮に原告らが原子力損害を被ったとしても、責任集中制度により、原告らは自らが被った原子力損害について完全な賠償を受け、その損害の回復を受けるのであるから、責任集中制度の一部を構成する本件免責条項により原告らの権利が侵害されているとは言えない（前記1（1）（3頁～4頁）のとおり、原賠法は原子力損害に対する損害賠償請求について規定するものにすぎず、その他の原告らの権利については何ら規定するものではない）。このように、そもそも本件免責条項による権利侵害自体がない以上、本件免責条項の違憲性が問われる余地はない。

したがって、原告らの主張①はその前提を欠くものであり、理由がない。

## 2 仮に本件免責条項の違憲審査をしたとしても、本件免責条項は合憲である

以上のとおり、本件免責条項の違憲性が問われる余地はないが、仮に本件免責条

項の違憲審査をしたとしても、本件免責条項は合憲である。

本件免責条項は、原賠法の責任集中制度の一部を構成するものであるから、本件免責条項の合憲性は責任集中制度全体の合憲性の検討を通してのみ判断されうる。そして、原賠法の立法目的及びその目的を達成するための手段である責任集中制度の合理性に照らせば、本件免責条項は合憲である。

### (1) 原賠法の立法目的は正当である

原賠法は、その立法目的として「被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資すること」という2つの目的を掲げている（原賠法1条）。

第一に、立法目的のうち、「被害者の保護」が正当であることは、原告らも争うものではない（訴状79頁、80頁）。

第二に、「原子力事業の健全な発達」が立法目的として正当性を有することは、我が国が「原子力の研究、開発及び利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与する」との立場に立っていることから明らかである（原子力基本法1条）。

これに対し、原告らは、「本件原発事故を経験した現在、もはや原発の推進は望まれておらず、この目的自体不当である。」「原子力事業の発達という目的を維持することは、すでに合理性を失っていた。」「原子力事業を、今後も同様に発展させようという目的を支える必要性や合理性はすでに失われたと断言している。」などとして、「原子力事業の健全な発達」の目的が不当であると主張する（訴状79頁及び80頁）。

しかし、かかる主張は、上記のような我が国が拠って立つ原子力事業に対する立場を批判する原告ら独自の政治的主張にすぎない。また、そもそも、前述のとおり、原賠法は、あくまでも原子力損害が生じた場合の損害賠償について定めるものにとすぎず、原子力発電所稼働の根拠となる法律ではないから（原賠法1条）、原告らの上

記主張は原賠法に対する主張としての外的外れである。

## (2) 責任集中制度は合理的な手段である

### ア 責任集中制度の位置付け

原賠法においては、「原子力事業は、いうまでもなく、学術上および産業上きわめて大きな利益をもたらすと同時に、万一事故を生じた場合には、その損害の及ぶところは測り知ることのできないものである。…したがって政府が諸般事情を考慮してわが国においてこれを育成しようとする政策を決定した以上、万全の措置を講じて損害の発生を防止するに努めるべきことはもちろんであるが、それと同時に万一事故を生じた場合には、原子力事業者に重い責任を負わせて被害者に十分な補償をえさせて、いやしくも泣き寝入りにさせることのないようにするとともに、原子力事業者の賠償責任が事業経営の上に過大な負担となりその発展を不可能とすることのないように、適当な措置を講ずることが必要である」(原子力災害補償専門部会長我妻栄「昭和34年12月12日付原子力災害補償専門部会の答申」原子力委員会月報4巻12号(丁8))との考慮のもと、「被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資する」との目的を達成するものとして、責任集中制度が規定されている。

### イ 事業者への賠償責任の集中と無過失責任

責任集中制度のもとにおいては、原子力事業者は無過失責任を負うのであるから、被害者は、自らが原子力損害を被ったことを示せば、原子力事業者の過失を立証することなく損害賠償を請求することができ、その立証負担を軽減されるのであって、責任集中制度は「被害者の保護」に資するものである(請求相手の明確化が被害者保護に資することについて、丁9参照。)

また、仮に、原子力事業に必要な資材の供給者も責任を負うとするならば、供給者は自ら賠償責任保険を締結して原子力事業に必要な資材を供給せざるを得ない。



そうすると、保険の引受能力が細分化されてしまい、原子力事業者の保険による賠償資力は著しく低下し、かえって被害者に対する賠償が困難となる（丁1・32頁参照）。責任集中制度は、原子力事業者に無過失責任を負わせると同時に、原子力事業者に賠償責任を集中させることで（原賠法第4条1項3項）、被害者への賠償原資を適切に確保し、「被害者の保護」の実現を図っているのである。

他方、責任集中制度により原子力事業者以外の者の責任を軽減することで、原子炉施設の建設等、原子力事業に必要な資材の安定的な供給を確保することができる。このことにより、原子力事業に必要な資材の供給者が賠償請求又は求償権の行使を恐れてその供給を躊躇するなどして原子力事業そのものが立ち行かなくなることが防止され、「原子力事業の健全な発達」に資する（第38回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会第9号[杠政府委員発言]（丁3））。

#### ウ 損害賠償措置

さらに、責任集中制度は、原子力事業者に原子力損害を賠償するための措置（損害賠償措置）として、①責任保険契約及び補償契約の締結、②供託、③①又は②に相当する措置のうちのいずれかを講じることを義務付けており（原賠法6条、7条）、これによって賠償原資の確保を図っている。

上記①の責任保険契約については、通常の原子力損害については民間の損害保険会社の責任保険により1200億円まで保険金が支払われるが、民間保険会社による保険では対応できない自然災害による原子力損害等については原子力事業者と政府との間の原子力損害賠償補償契約（原子力損害賠償補償契約に関する法律参照）により賠償措置額まで補償金が支払われる（本件事故発生時において、東京電力は、政府との間で、東京電力福島第一原子力発電所及び東京電力福島第二原子力発電所について、それぞれ1200億円を上限とする補償契約を締結していたところ、東京電力は、政府から補償金として、既に、合計1889億円（東京電力福島第一原子力発電所について1200億円、東京電力福島第二原子力発電所について689

億円の合計額)を受領している(丁6))。

なお、責任保険契約について、責任集中制度が保険の引受能力の細分化を防ぐことで賠償措置を手厚いものとし、「被害者の保護」を図っていることは前記イのとおりである。

## エ 政府の援助

加えて、賠償措置額を超える損害が生じた場合であっても、原子力事業者の賠償原資が政府の援助により担保されるため、被害者は被った損害額の回復を確実に実現することができる(原賠法16条1項、丁1)。

すなわち、原子力損害の額が賠償措置額(上記ウ①の場合、民間保険及び政府補償)を超え、原子力事業者が全額を賠償できない事態に陥った場合、政府は原子力事業者に対し必要な援助を行うものとされており、前記第3の1(2)記載(4頁～6頁)のとおり、本件原発事故についても機構を通じた援助により被害者に対する完全な賠償が進められている。

## オ まとめ

以上からすれば、責任集中制度がその目的たる「被害者の保護」及び「原子力事業の健全な発達」に資する合理的な手段であることは明らかである。

これに対し、原告らは、「責任集中という手段は、健全な発達という目的とはむしろ相容れない」と主張する(訴状81頁)。しかし、前述したように、責任集中制度は、原子力事業に必要な不可欠な資材の安定的な供給に寄与し、「原子力事業の健全な発達」という目的に資するものである。しかも、責任集中制度は、「被害者の保護」という目的にも資するものであって、責任集中制度が「原子力事業の健全な発達」という目的に資するものではないから不合理であるとの原告らの主張は、責任集中制度に対する批判として当たらない。

なお、本件原発事故の後に、原子力損害の補完的な補償に関する条約(通称「C

SC条約」。平成9年採択、平成27年4月15日発効。)締結を受けてなされた原賠法の法改正においても、責任集中制度に変更はない。このように、第三者を免責して原子力事業者に賠償責任を集中させる責任集中制度の合理性は、本件原発事故の発生後においても、重ねて確認されている。

### (3) 責任集中制度の一環である本件免責条項は合憲である

以上により、原賠法の立法目的及びその目的を達成するための手段としての責任集中制度の合理性に照らしても、本件免責条項は合憲である。

なお、本件免責条項の合理性を確認した裁判例として、水戸地方裁判所平成20年2月27日判例時報2003号67頁、同控訴審東京高等裁判所平成21年5月14日判例時報2066号54頁がある(上告不受理・確定)。

以上のとおり、本件免責条項は合憲であるから、原告らの主張①は、かかる点でも理由がない。

## 3 原告の主張に対する反論

以上のとおり、原告らの主張①が失当であることは明らかであるが、原告らは、原告らの主張①との関係で独自の主張を行うので、以下、念のため反論する。

### (1) 原告らの「ノー・ニュークス権」に関する主張は失当である

原告らは、「原子力の恐怖から免れて生きる権利」(「ノー・ニュークス権」)なるものが憲法上の権利であると主張し、本件免責条項がこれを侵害すると述べる(訴状81頁)。

しかし、「ノー・ニュークス権」については、実体法上の根拠を欠くのみならず、その権利の内容も全く抽象的であって、その成立要件、内容、効果等も全く不明であるから、これが法的保護に値するものでないことは明白である。

また、仮に「ノー・ニュークス権」なるものが権利として認められ、かつ、その

侵害による原子力損害の発生が認められるとしても、前述したとおり、かかる損害は責任集中制度により完全に賠償されることが法令上担保されている。従って、責任集中制度の一部を構成する本件免責条項は、「ノー・ニュークス権」なる権利の侵害の回復を妨げるものではなく、いずれにしても原告らに権利侵害はない。

### (2) 原告らの財産権（憲法29条）に関する主張は失当である

原告らは、本件免責条項が財産権を侵害すると述べる（訴状84頁）。

しかし、前述したとおり、被害者の原子力損害は責任集中制度により完全に賠償されることが法令上担保されている。従って、責任集中制度の一部を構成する本件免責条項が財産権を侵害するものではないことは明らかである。

### (3) 原告らの平等権（憲法14条）に関する主張は失当である

原告らは、本件免責条項が原発事故の被害者をその他の事故の被害者に比して差別的に取り扱うものであるから平等権を侵害すると述べる（訴状85頁）。

しかし、本件免責条項を含む責任集中制度により、原発事故の被害者は完全な賠償を受けることが法令上担保されているのであるから（前記第3の1(2)(4～6頁))、本件免責条項を含む責任集中制度は、むしろ原発事故の被害者をその他の事故の被害者に比して有利に取り扱うものである。そのため、責任集中制度の一部を構成する本件免責条項により原告らの平等権が侵害されたとは到底いえない。

また、原告らが、責任集中制度から本件免責条項だけを取り出し、原子力事業者以外の者に対する損害賠償請求ができないことをもって原告らが不利益に差別されていると主張する趣旨であるとしても、かかる主張は失当である。そもそも、本件免責条項は、原発事故の被害者を有利に取り扱う責任集中制度の一部を構成するものであるから、本件免責条項だけを取り出してその違憲性を論じることは誤りである。仮に、原子力事業者以外の第三者に対する損害賠償請求の否定をもって、不利益な区別であるといえるとしても、それは原子力損害に対する完全賠償を実現す

るための合理的な区別であるから、本件免責条項が平等権を侵害するような不合理な差別に該当しないことは明らかである。

なお、原告らはさらに「原発メーカーの責任と原子力事業者である電力会社の責任とを比較」して平等権侵害を主張するが（訴状 8 5 頁）、原告らの平等権の問題ですらなく、およそ失当である。

#### （４）原告らの裁判を受ける権利（憲法 3 2 条）に関する主張は失当である

原告らは、本件免責条項が有効なものとして存在している限り、原発事故の被害者は、仮に原発メーカーに対して損害賠償請求訴訟を提起したとしても、原子炉等の欠陥や原発メーカーの過失について、裁判所で争うことはできないことになってしまうと主張し、これをもって裁判を受ける権利の侵害であると主張する（訴状 8 6 頁）。

しかし、裁判を受ける権利は、「人権保障をより確実なものとするために認められる」ものであり、「自己の権利又は利益が不法に侵害されたとき、裁判所に対して損害の救済を求める権利」を指す（芦部信喜著＝高橋和之補訂『憲法 第六版』2 5 6 頁、2 5 8 頁（2 0 1 5、岩波書店））。従って、不法に侵害されている実体法上の権利がないのであれば、その救済を求める手続上の権利である裁判を受ける権利も問題となり得ない。本件免責条項による原告らの権利侵害がないことは前述のとおりであるから、裁判を受ける権利の侵害も存在しない。

それどころか、原告らは、原賠法により原子力事業者に対して無過失責任を追及し得るばかりか、原子力事業者に対する損害賠償請求については、その円滑、迅速かつ公正な解決を目的として設置された公的な紛争解決機関である原子力損害賠償紛争解決センターを利用する方法もある。かかる点からも、裁判を受ける権利が侵害されているとの原告らの主張が失当であることは明らかである。

#### （５）原告の適用違憲に関する主張は失当である

原告らは、「本件原発事故について、責任集中制度を適用することは、憲法に反し許されない」と述べる（訴状92頁）。

しかし、本件原発事故に適用する限りで法令が違憲であるとの立論は、「法令が当然に適用を予定している場合の一部につきその適用を違憲と判断するものであつて、ひつきょう法令の一部を違憲とするにひとしく」（最高裁判所昭和49年11月6日刑集28巻9号393頁〔猿払事件〕）、失当である。

前述のとおり、立法当時から、政府の援助は「必要な場合には必ず行うものとする」とされていたのであるから、責任集中制度は、まさに本件原発事故のように「賠償措置額を大きく上回る損害が発生した場合」（訴状91頁）にも適用されることを想定した上で構築されたものであつて、原賠法の規定が合憲であるにも関わらず、それを本件原発事故に適用することは違憲であるということはありません。

#### 4 小括

以上のとおり、本件免責条項の違憲性が問われる余地はなく、仮に本件免責条項の違憲審査をしたとしても、本件免責条項は合憲であるから、原子力事業者ではない被告日立製作所が損害賠償責任を負わないことは明白である。加えて、上記3のとおり、原告らの各権利侵害に関する主張も失当であり、その余の点について審理するまでもなく、原告らの主張①には明らかに理由がない。

### 第4 原告らの債権者代位権に基づく請求は訴訟要件を欠く

#### 1 債権者代位権の訴訟要件

債権者代位権（民法423条1項）に基づく請求においては、①債権者が債務者に対して有する債権の発生原因たる事実、②債権者が自己の債権を保全する必要があることが訴訟要件（当事者適格）となる（司法研修所民事教官室編『民事訴訟における要件事実について』45頁（1982、司法研究所））。

しかし、原告らに「自己の債権を保全する」必要はないから、その余の要件を検

討するまでもなく、原告らの主張は訴訟要件を欠く。なお、被告日立製作所に原賠法5条1項に定める「故意」があったなどということはありません、代位の対象となる債権（求償権）も存在しないことは明らかであるから、この点についても、念のため付言する。

以下、詳述する。

## 2 原告らに「自己の債権を保全する」必要はないことは明らかである

債権者代位権は、「自己の債権を保全する」必要がある場合に行使するものであり（民法423条1項）、ここでいう債権を保全する必要とは、「債権者が債務者の権利を行使しなければ、自己の債権について完全な満足を受けられなくなるおそれがあることを意味する。」（奥田昌道編『新版 注釈民法（10）II 債権（1）債権の目的・効力（2）』720頁〔下森定執筆部分〕）。

しかし、前記第3の1（2）（4頁～6頁）のとおり、仮に原告らが原子力損害を被ったとしても、これにつき原子力事業者から完全な賠償を受けることができるのであって、「自己の債権について完全な満足を受けられなくなるおそれがある」とは認められない。

このことは、平成23年5月13日の関係閣僚会合決定（丁4）が、機構が原子力事業者に対し損害賠償に必要な金額のすべてを援助し、機構の援助により「原子力事業者を債務超過にさせない。」旨明言し、現に、平成27年6月24日の時点までに機構から原子力事業者たる東京電力に5兆0212億円の資金が交付され（丁7）、かかる資金が原子力損害の賠償債務の履行に充てるための資金（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法41条1項1号）となっていることから明らかである。

以上のとおり、原告らに「自己の債権について完全な満足を受けられなくなるおそれがある」とはいえないから、原告らの主張②が訴訟要件を欠いていることは明らかである。

### 3 被告日立製作所に故意がないことは明らかである

原賠法5条1項の求償権は、「その損害が第三者の故意により生じたものであるとき」にのみ発生する。ここでいう「故意」は、『原子力損害を発生させるという故意』に限定して解すべきである。」とされているところ(科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』68頁(1995、通商産業研究社(丁10))、被告日立製作所に、原子力損害を発生させるという「故意」があったと認められるはずもなく、この点からも原告らの主張②は訴訟要件を欠いている。

### 4 小括

以上により、原告らの主張②は訴訟要件を欠き、却下を免れない。

### 第5 請求の原因に対する認否

前記第3(3頁～14頁)及び第4(14頁～16頁)のとおり、原告らの主張は、いずれも具体的事実の審理に立ち入るまでもなく排斥されるべきことが明らかであるため、訴状「請求の原因」「第2章 当事者」「第2 被告ら」のうち「3 株式会社日立製作所(以下「被告日立という」)」記載の事実のみ認め、その余は認否しない。

### 第6 結語

原告らの主張はいずれも理由がなく、排斥されるべきことは明らかであるから、すみやかな請求棄却(原告らの請求①)及び訴え却下(原告らの請求②)を求める。

以上